

「租税特別措置法（間接諸税関係）の取扱いについて」新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が新設し、又は改正した箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p>別冊</p> <p>目次</p> <p>第1章 (省略)</p> <p>第2章 石油石炭税の還付措置関係</p> <p>第1節 <u>租特法第90条の3の4</u>～第90条の6の2 共通関係</p> <p>第2節 <u>租特法第90条の3の4</u>《特定の石油製品を特定の運送又は農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付》関係</p> <p>第3節 <u>租特法第90条の5</u>《石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付》関係</p> <p>第4節 <u>租特法第90条の6</u>《特定の重油を農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付》関係</p> <p>第5節 <u>租特法第90条の6の2第1項</u>《石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付》関係</p> <p>第3章 航空機燃料税の税率軽減措置関係</p> <p>○ <u>租特法第90条の8の2</u>《沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例》関係 (削除)</p> <p>○ <u>租特法第90条の9</u>《特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例》関係</p> <p>第4章 (省略)</p>	<p>別冊</p> <p>目次</p> <p>第1章 (同左)</p> <p>第2章 石油石炭税の還付措置関係</p> <p>第1節 <u>租特法第90条の5</u>～第90条の6の2 共通関係 (新設)</p> <p>第2節 <u>租特法第90条の5</u>《石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付》関係</p> <p>第3節 <u>租特法第90条の6</u>《特定の重油を農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付》関係</p> <p>第4節 <u>租特法第90条の6の2第1項</u>《石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付》関係</p> <p>第3章 航空機燃料税の税率軽減措置関係</p> <p>○ <u>租特法第90条の8</u>《沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例》関係</p> <p>○ <u>租特法第90条の8の2</u>《沖縄特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例》</p> <p>○ <u>租特法第90条の9</u>《特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例》関係</p> <p>第4章 (同左)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>本文</p> <p>第 1 章 揮発油税及び地方揮発油税の課税標準の特例措置関係 租特法第88条の7《バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例》関係</p> <p>3 (削 除)</p> <p>(「規格」の意義)</p> <p>4(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) <u>租特規則第37条の5の2第1項及び第2項《バイオエタノール等揮発油に係る届出書の記載事項》並びに同規則第37条の6第6項《バイオエタノール等に係る申請書の記載事項》</u>に規定する「規格」とは、エタノール濃度又はエチル・ターシャリ・ブチルエーテル濃度をいうのであるから留意する。</p> <p>第 2 章 石油石炭税の還付措置関係</p> <p>第 1 節 <u>租特法第90条の3の4</u>～第90条の6の2 共通関係</p> <p>(用語の意義)</p>	<p>本文</p> <p>第 1 章 揮発油税及び地方揮発油税の課税標準の特例措置関係 租特法第88条の7《バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例》関係</p> <p><u>(租特法第88条の7第1項の規定が適用される製造の範囲)</u></p> <p><u>3 租特法第88条の7第1項《バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例》の規定が適用されるのは、バイオエタノール等揮発油の製造場において証明済バイオエタノール等と揮発油（バイオエタノール等揮発油を含む。）とを混和してバイオエタノール等揮発油を製造した場合に限るのであって、当該製造場において当該バイオエタノール等揮発油を製造していない場合には、適用されないことに留意する。</u></p> <p>(「規格」の意義)</p> <p>4(1)・(2) (同左)</p> <p>(3) <u>租特規則第37条の5第1項《バイオエタノール等揮発油に係る届出書の記載事項》及び同規則第37条の6第6項《バイオエタノール等に係る申請書の記載事項》</u>に規定する「規格」とは、エタノール濃度又はエチル・ターシャリ・ブチルエーテル濃度をいうのであるから留意する。</p> <p>第 2 章 石油石炭税の還付措置関係</p> <p>第 1 節 <u>租特法第90条の5</u>～第90条の6の2 共通関係</p> <p>(用語の意義)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>1 この章において用いる次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>(5) 粗油 定率法別表第2710・19号の1の(3)又は第2710・20号の1の(4)に掲げる粗油をいう。</p> <p>(6) (省略)</p> <p>(7) <u>特定用途石油製品 租特法第90条の3の4第1項《特定の石油製品を特定の運送又は農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付》に規定する「特定用途石油製品」をいう。</u></p> <p>(8) 特定揮発油 租特法第90条の5第1項《石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付》に規定する「揮発油」をいい、課税済みの原油等を原料として国内において製造された揮発油(関暫法別表第一第2710・12号の1の(1)のC又は第2710・20号の1の(1)のCに掲げるもの)をいう。</p> <p>(9) 特定灯油 租特法第90条の5第1項《石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付》に規定する「灯油」をいい、課税済みの原油等を原料として国内において製造された灯油(関暫法別表第一第2710・12号の1の(2)のBの(2)、第2710・19号の1の(1)のBの(2)又は第2710・20号の1の(2)のBの(2)に掲げるもの)をいう。</p> <p>(10) 特定軽油 租特法第90条の5第1項《石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付》に規定する「軽油」をいい、課税済みの原油等を原料として国内において製造された軽油(関暫法別表第一第2710・12号の1の(3)、第2710・19号の1の(2)又は第2710・20号の1の(3)に掲げるもの)をいう。</p> <p>(11) 特定揮発油等 特定揮発油、特定灯油及び特定軽油をいう。</p> <p>(12) 農林漁業用A重油 租特法第90条の6第1項《特定の重油を農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付》に規定する「重油」をいい、課</p>	<p>1 この章において用いる次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (同左)</p> <p>(5) 粗油 定率法別表第2710・19号の1の(3)に掲げる粗油をいう。</p> <p>(6) (同左)</p> <p>(7) 特定揮発油 租特法第90条の5第1項《石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付》に規定する「揮発油」をいい、課税済みの原油等を原料として国内において製造された揮発油(関暫法別表第一第2710・11号の1の(1)のCの(1)に掲げるもの)をいう。</p> <p>(8) 特定灯油 租特法第90条の5第1項《石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付》に規定する「灯油」をいい、課税済みの原油等を原料として国内において製造された灯油(関暫法別表第一第2710・11号の一の(二)のBの(2)の(i)若しくは第2710・19号の一の(一)のBの(2)の(i)に掲げるもの)をいう。</p> <p>(9) 特定軽油 租特法第90条の5第1項《石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付》に規定する「軽油」をいい、課税済みの原油等を原料として国内において製造された軽油(関暫法別表第一第2710・11号の一の(三)の(1)若しくは第2710・19号の一の(二)の(1)に掲げるもの)をいう。</p> <p>(10) 特定揮発油等 特定揮発油、特定灯油及び特定軽油をいう。</p> <p>(11) 農林漁業用A重油 租特法第90条の6第1項《特定の重油を農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付》に規定する「重油」をいい、課</p>

改 正 後	改 正 前
<p>税済みの原油等を原料として国内で製造された重油（定率法別表第2710・19号の1の(3)のA又は第2710・20号の1の(4)のAに掲げるもの。）をいう。</p> <p>(13) 石油及び歴青油並びにこれらの調製品 定率法第2710・12号、第2710・19号又は第2710・20号に掲げる石油及び歴青油並びにこれらの調製品で、外国から本邦に到着したもの及び本邦において製造されたものをいう。</p> <p>(14) 石油調製品等 石油及び歴青油並びにこれらの調製品のうち、外国から本邦に到着した粗油以外のものをいう。 (注) 外国から本邦に到着した粗油は、課税済みの原油等に該当する。</p> <p>(15) 石油コークス 定率法別表2713・11号又は第2713・12号に掲げる石油コークスをいう。</p> <p>(16) 石油アスファルト 定率法別表第2713・20号に掲げる石油アスファルトをいう。</p> <p>(17) 石油アスファルト等 石油コークス又は石油アスファルトをいう。</p> <p>(18) 石油等の残留物 定率法別表第27・13項に掲げる石油コークス、石油アスファルトその他の石油又は歴青油の残留物をいう。</p> <p>(19) 国産石油等残留物 課税済みの原油等又は石油調製品等から本邦において製造された石油等の残留物のうち、石油コークスを除いたものをいい、具体的には、石油アスファルト及びその他の石油又は歴青油の残留物がこれに該当する。</p> <p>(数量測定)</p> <p>3 特定の用途に供する特定用途石油製品、製造承認に係る石油化学製品の原料に供する特定揮発油等、農林漁業の用に購入される農林漁業用A重油及び製造承認に係る石油アスファルト等の数量測定は、石油石炭税法取扱通達第23条《原油、石油製品又はガス状炭化水素に係る移出又は引取数量の意義等》</p>	<p>税済みの原油等を原料として国内で製造された重油（定率法別表第2710・19号の1の(3)のAに掲げるもの。）をいう。</p> <p>(12) 石油及び歴青油並びにこれらの調製品 定率法第2710・11号若しくは第2710・19号に掲げる石油及び歴青油並びにこれらの調製品で、外国から本邦に到着したもの及び本邦において製造されたものをいう。</p> <p>(13) 石油調製品等 石油及び歴青油並びにこれらの調製品のうち、外国から本邦に到着した粗油以外のものをいう。 (注) 外国から本邦に到着した粗油は、課税済みの原油等に該当する。</p> <p>(14) 石油コークス 定率法別表2713・11号又は第2713・12号に掲げる石油コークスをいう。</p> <p>(15) 石油アスファルト 定率法別表第2713・20号に掲げる石油アスファルトをいう。</p> <p>(16) 石油アスファルト等 石油コークス又は石油アスファルトをいう。</p> <p>(17) 石油等の残留物 定率法別表第27・13項に掲げる石油コークス、石油アスファルトその他の石油又は歴青油の残留物をいう。</p> <p>(18) 国産石油等残留物 課税済みの原油等又は石油調製品等から本邦において製造された石油等の残留物のうち、石油コークスを除いたものをいい、具体的には、石油アスファルト及びその他の石油又は歴青油の残留物がこれに該当する。</p> <p>(数量測定)</p> <p>3 製造承認に係る石油化学製品の原料に供する特定揮発油等、農林漁業の用に購入される農林漁業用A重油及び製造承認に係る石油アスファルト等の数量測定は、石油石炭税法取扱通達第23条《原油、石油製品又はガス状炭化水素に係る移出又は引取数量の意義等》及び第26条《原油、石油製品又はガス</p>

改正後	改正前
<p>及び第26条《原油、石油製品又はガス状炭化水素の数量の常温換算等》に規定する方法によること。</p> <p>(注) 石油アスファルト等の数量測定を容量により行っている場合で、常時、当該容量を日本工業規格に定める方法その他適正と認められる方法により重量に換算し、その重量により取引等を行っているときは、当該重量を当該移出又は消費に係る石油アスファルト等の数量とし、租特令第50条の2第8項の規定を適用して差し支えない。</p> <p>(還付金が過大であった場合の取扱い)</p> <p>4 租特法第90条の3の4第1項、同法第90条の5第1項、同法第90条の6第1項及び同法第90条の6の2第1項の規定により還付した金額が過大であった場合には、国税収納整理資金に関する法律(昭和29年法律第36号)第9条《国税等の徴収及び収納》並びに国税収納金整理資金事務取扱規則(昭和29年大蔵省令第39号)第8条《調査決定》及び同規則第12条《納入の告知》の規定による手続により、その過大となる金額の返納が必要となるのであるから留意する。</p> <p>第2節 租特法第90条の3の4《特定の石油製品を特定の運送又は農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付》関係</p> <p>(「遊覧の用」の意義)</p> <p>1 租特法第90条の3の4第1項の表第2号の下欄に規定する「遊覧の用」とは、起点が終点と一致する航路であって寄港地のない航路を運航する船舶又はそれ以外の航路を専ら観光等のために運航する船舶の動力及び補機燃料の用途をいう。</p> <p>(「農林漁業の用」に供したものの範囲)</p>	<p>状炭化水素の数量の常温換算等》に規定する方法によること。</p> <p>(注) 石油アスファルト等の数量測定を容量により行っている場合で、常時、当該容量を日本工業規格に定める方法その他適正と認められる方法により重量に換算し、その重量により取引等を行っているときは、当該重量を当該移出又は消費に係る石油アスファルト等の数量とし、租特令第50条の2第8項の規定を適用して差し支えない。</p> <p>(還付金が過大であった場合の取扱い)</p> <p>4 租特法第90条の5第1項、同法第90条の6第1項及び同法第90条の6の2第1項の規定により還付した金額が過大であった場合には、国税収納整理資金に関する法律(昭和29年法律第36号)第9条《国税等の徴収及び収納》並びに国税収納金整理資金事務取扱規則(昭和29年大蔵省令第39号)第8条《調査決定》及び同規則第12条《納入の告知》の規定による手続により、その過大となる金額の返納が必要となるのであるから留意する。</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>2 租特法第 90 条の 3 の 4 第 1 項に規定する「農林漁業の用」に供したものは、次に掲げる用途に供したものをいう。</u></p> <p><u>(1) 農業用のものについては、次に掲げる業種（これらの業種に必要な灌漑排水施設の管理の事業（土地改良区等の農地の造成又は改良を主たる業務とする者による事業を含む。）を含むものとし、農作物等の加工業及び営利を目的として営むこれらの業種への賃貸業を除く。）において使用される機械及び器具（農作業に直接使用される運搬車を含み、その他の運搬専用の車両を除く。）の動力燃料として使用されたもの（農作業のうち基幹的な作業（専ら機械を使用して行われるものをいう。）のすべての委託を受けて農作業を行う者により使用されたものを含む。）</u> <u>耕種農業、畜産農業</u></p> <p><u>(2) 林業用のものについては、次に掲げる業種において使用される機械及び器具（集材に直接使用される運搬車を含み、その他の運搬専用の車両を除く。）の動力燃料として使用されたもの</u> <u>育林業、素材生産業、その他の林業</u></p> <p><u>(3) 漁業用のものについては、次に掲げる業種（水産加工業を除く。）において使用される動力漁船（漁船法（昭和 25 年法律第 178 号）第 2 条第 2 項《動力漁船の定義》の動力漁船をいい、同条第 1 項第 1 号から第 3 号まで《漁船の定義》に該当する漁船に限る。）の動力及び補機燃料、漁撈に直接使用される陸上捲上機（漁船捲上機用及び地びき網用）及び換水用動力機の動力燃料として使用されたもの</u> <u>海面漁業（釣船等のサービス業を含まない。内水面漁業について同じ。）、内水面漁業、海面養殖業、内水面養殖業</u></p> <p><u>(還付申請)</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>3 租特法第 90 条の 3 の 4 第 1 項の還付の申請については、次による。</u></p> <p><u>(1) 還付の申請は、特定用途石油製品がその特定用途に供されたものである</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>この国土交通大臣又は農林水産大臣の証明書を添付して申請する必要があることに留意する。</u></p> <p><u>(2) 還付の申請は、還付金額が僅少であることその他の理由により1月ごとの申請により難い事情がある場合等においては、これを数か月分まとめて行うこととして差し支えない。ただし、還付の申請に係る特定用途石油製品がその用途に供された日後1年（農林漁業の用に供されたものについては2年）を経過したものであるときは、還付の対象とならないのであるから留意する。</u></p> <p>第3節 租特法第90条の5《石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付》関係</p> <p>（「特定揮発油等」の範囲）</p> <p>1 <u>輸入した関暫法別表第一第2710・12号の1の(1)のC又は第2710・20号の1の(1)のCに掲げる揮発油及び同表第2710・12号の1の(2)のBの(2)、第2710・19号の1の(1)のBの(2)又は第2710・20号の1の(2)のBの(2)に掲げる灯油並びに同表第一第2710・12号の1の(3)、第2710・19号の1の(2)又は第2710・20号の1の(3)に掲げる軽油は、課税済みの原油等を原料として国内において製造されたものには該当しないことから、石油石炭税が課されたものであっても、特定揮発油等には該当しないのであるから留意する。</u></p> <p>第4節 租特法第90条の6《特定の重油を農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付》関係</p> <p>（「農林漁業用A重油」の範囲）</p> <p>1 <u>輸入した定率法別表第2710・19号の1の(3)のA又は第2710・20号の1</u></p>	<p>第2節 租特法第90条の5《石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付》関係</p> <p>（「特定揮発油等」の範囲）</p> <p>1 <u>輸入した関暫法別表第一第2710・11号の1の(1)のCの(1)に掲げる揮発油、同表第2710・11号の1の(2)のBの(2)の(i)及び第2710・19号の1の(1)のBの(2)の(i)に掲げる灯油並びに同表第一第2710・11号の1の(3)の(1)及び第2710・19号の1の(2)の(1)に掲げる軽油は、課税済みの原油等を原料として国内において製造されたものには該当しないことから、石油石炭税が課されたものであっても、特定揮発油等には該当しないのであるから留意する。</u></p> <p>第3節 租特法第90条の6《特定の重油を農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付》関係</p> <p>（「農林漁業用A重油」の範囲）</p> <p>1 <u>輸入した定率法別表第2710・19号の1の(3)のAに掲げる重油は、課税</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>の(4)のAに掲げる重油は、課税済みの原油等を原料として国内で製造されたものには該当しないことから、石油石炭税が課されたものであっても、農林漁業用A重油には該当しないのであるから留意する。</p> <p>(「農林漁業の用に供するもの」の範囲)</p> <p>2 租特法第90条の6第1項《特定の重油を農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付》に規定する「農林漁業の用に供するもの」とは、次に掲げる用途に供されるものをいう。</p> <p>(1)・(2) (同左)</p> <p>(3) 漁業用のものについては、次に掲げる業種(水産加工業を除く。)において使用される動力漁船(漁船法第2条第2項《動力漁船の定義》の動力漁船をいい、同条第1項第1号から第3号まで《漁船の定義》に該当する漁船に限る。)の動力及び補機燃料、漁撈に直接使用される陸上捲上機(漁船捲上機用及び地びき網用)及び換水用動力機の動力燃料、並びに火力乾燥機(ノリ、わかめその他これらに類する海藻類又は魚介類の素干又は煮干用(煮熟用を含む。)のものに限る。)及びボイラー(水産動植物の飼育における水温調節、煮干しの煮熟及びこれらに類する用途に供されるものに限る。)の燃焼用燃料として使用されるもの</p> <p>捕鯨業、一般海面漁業(釣船等のサービス業を含まない。内水面漁業について同じ。)、内水面漁業、海面養殖業、内水面養殖業</p> <p>(注) これらの「農林漁業の用に供するもの」の範囲は、租特法第90条の4第1項第4号の石油石炭税が免税となる農林漁業用のA重油の対象となる「農林漁業の用に供するもの」の範囲と同一である。</p> <p>第5節 租特法第90条の6の2第1項《石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付》関係</p>	<p>済みの原油等を原料として国内で製造されたものには該当しないことから、石油石炭税が課されたものであっても、農林漁業用A重油には該当しないのであるから留意する。</p> <p>(「農林漁業の用に供するもの」の範囲)</p> <p>2 租特法第90条の6第1項《特定の重油を農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付》に規定する「農林漁業の用に供するもの」とは、次に掲げる用途に供されるものをいう。</p> <p>(1)・(2) (同左)</p> <p>(3) 漁業用のものについては、次に掲げる業種(水産加工業を除く。)において使用される動力漁船(漁船法(昭和25年法律第178号)第2条第2項《動力漁船の定義》の動力漁船をいい、同条第1項第1号から第3号まで《漁船の定義》に該当する漁船に限る。)の動力及び補機燃料、漁撈に直接使用される陸上捲上機(漁船捲上機用及び地びき網用)及び換水用動力機の動力燃料、並びに火力乾燥機(ノリ、わかめその他これらに類する海藻類又は魚介類の素干又は煮干用(煮熟用を含む。)のものに限る。)及びボイラー(水産動植物の飼育における水温調節、煮干しの煮熟及びこれらに類する用途に供されるものに限る。)の燃焼用燃料として使用されるもの</p> <p>捕鯨業、一般海面漁業(釣船等のサービス業を含まない。内水面漁業について同じ。)、内水面漁業、海面養殖業、内水面養殖業</p> <p>(注) これらの「農林漁業の用に供するもの」の範囲は、租特法第90条の4第1項第4号の石油石炭税が免税となる農林漁業用のA重油の対象となる「農林漁業の用に供するもの」の範囲と同一である。</p> <p>第4節 租特法第90条の6の2第1項《石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付》関係</p>

改正後	改正前
<p>(移出に含めるための証明の取扱い等)</p> <p>7(1) 製造承認を受けた石油アスファルトの製造場において製造した石油アスファルトを他の石油コークスの製造場へ移出する場合で、租特令第50条の2第3項及び租特規則第39条の7《石油コークス製造場への石油アスファルトの移出で石油石炭税の還付を受けることができる移出の範囲等》の規定により証明がなされていることにより、移出に含まれることとなるものは、製造承認を受けた他の石油コークスの製造場への移出で、次に掲げるものをいう。</p> <p>イ～ハ (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(還付申請)</p> <p>9 租特法第90条の6の2第1項の規定による石油石炭税額に相当する金額の還付の申請は、次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 明細書及び計算書には、租特法第90条の6の2第1項の規定により製造承認を受けた製造場別に、移出し、又は燃料として消費した石油アスファルト等の種別ごとに区分してその事実を記載するが、移出し、又は燃料として消費した都度の記載を省略して、移出先別にその合計数量を記載することとして差し支えない。</p> <p>なお、租特令第50条の2第3項に規定する証明に係るもの又は同条第7項のかつこ書に規定する計算（以下「あん分計算」という。）により得た数量がある場合には、その旨についても併せて区分記載する。</p> <p>(注) 還付申請書に移出入証明書が添付されていないものは、租特令第50条の2第3項及び租特規則第39条の7第2項に規定する証明がなされたものには該当せず、還付の対象とならないのであるから留意する。</p> <p>(3)～(5) (省略)</p>	<p>(移出に含めるための証明の取扱い等)</p> <p>7(1) 製造承認を受けた石油アスファルトの製造場において製造した石油アスファルトを他の石油コークスの製造場へ移出する場合で、租特令第50条の2第3項及び租特規則第39条の5《石油コークス製造場への石油アスファルトの移出で石油石炭税の還付を受けることができる移出の範囲等》の規定により証明がなされていることにより、移出に含まれることとなるものは、製造承認を受けた他の石油コークスの製造場への移出で、次に掲げるものをいう。</p> <p>イ～ハ (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(還付申請)</p> <p>9 租特法第90条の6の2第1項の規定による石油石炭税額に相当する金額の還付の申請は、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 明細書及び計算書には、租特法第90条の6の2第1項の規定により製造承認を受けた製造場別に、移出し、又は燃料として消費した石油アスファルト等の種別ごとに区分してその事実を記載するが、移出し、又は燃料として消費した都度の記載を省略して、移出先別にその合計数量を記載することとして差し支えない。</p> <p>なお、租特令第50条の2第3項に規定する証明に係るもの又は同条第7項のかつこ書に規定する計算（以下「あん分計算」という。）により得た数量がある場合には、その旨についても併せて区分記載する。</p> <p>(注) 還付申請書に移出入証明書が添付されていないものは、租特令第50条の2第3項及び租特規則第39条の5第2項に規定する証明がなされたものには該当せず、還付の対象とならないのであるから留意する。</p> <p>(3)～(5) (同左)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第3章 航空機燃料税の税率軽減措置関係</p> <p>租特法第90条の8の2《<u>沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例</u>》及び第90条の9《<u>特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例</u>》関係</p> <p>(用語の意義)</p> <p>1 この章において用いる次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(削 除)</p> <p>(1) <u>沖縄島 沖縄県の区域</u>にある島のうち、いわゆる沖縄本島をいう。</p> <p>(2) <u>沖縄島等 沖縄島、宮古島、石垣島又は久米島</u>をいう。</p> <p>(3) <u>沖縄離島 沖縄県の区域</u>にある島のうち、<u>沖縄島等</u>以外の島をいう。</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(5) <u>沖縄以外の本邦の地域 租特法第90条の8の2第1項に規定する「沖縄以外の本邦の地域」</u>をいう。</p> <p>(6) 沖縄路線航空機 租特法第90条の8の2第1項《<u>沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例</u>》に規定する「<u>沖縄路線航空機</u>」をいう。</p> <p>(7) (省略)</p> <p>(8) 一般国内航空機 租特法第90条の8の2第2項《<u>沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例</u>》に規定する「<u>一般国内航空機</u>」をいう。</p> <p>(9)～(11) (省略)</p> <p>(「<u>沖縄島、宮古島、石垣島又は久米島と沖縄県の区域以外の本邦の地域</u></p>	<p>第3章 航空機燃料税の税率軽減措置関係</p> <p>租特法第90条の8《<u>沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例</u>》及び第90条の9《<u>特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例</u>》関係</p> <p>(用語の意義)</p> <p>1 この章において用いる次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>沖縄 沖縄県の区域</u>をいう。</p> <p>(2) <u>沖縄島 沖縄</u>にある島のうち、いわゆる沖縄本島をいう。</p> <p>(3) <u>沖縄離島 沖縄</u>にある島のうち、<u>沖縄島</u>以外の島をいう。</p> <p>(4) (同左)</p> <p>(5) <u>本土 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和46年法律第129号)第2条第2項《定義》に規定する本土から離島を除いた地域</u>をいう。</p> <p>(6) 沖縄路線航空機 租特法第90条の8第1項《<u>沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例</u>》に規定する「<u>沖縄路線航空機</u>」をいう。</p> <p>(7) (同左)</p> <p>(8) 一般国内航空機 租特法第90条の8第2項《<u>沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例</u>》に規定する「<u>一般国内航空機</u>」をいう。</p> <p>(9)～(11) (同左)</p> <p>(「<u>沖縄島と沖縄県の区域以外の本邦の地域との間を航行する航空機燃料</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>との間を航行する航空機燃料税法第2条第1号に規定する航空機」等の意義)</p> <p>2(1) 租特法第90条の8の2第1項に規定する「<u>沖縄島、宮古島、石垣島又は久米島</u>と沖縄県の区域以外の本邦の地域との間を航行する航空機燃料税法第2条第1号に規定する航空機」とは、<u>沖縄島等と沖縄以外</u>の本邦の地域との間の路線（以下「沖縄路線」という。）を航行する航空機をいう。したがって、<u>沖縄離島と沖縄以外</u>の本邦の地域との間又は<u>沖縄島等</u>と離島との間の路線を航行する航空機はこれに該当しない。</p> <p>なお、航空機燃料税法第7条《積込みとみなす場合》に規定する外国往来機で同法第8条第1項《非課税》の規定が適用されるものは、当該航空機には含まれないのであるから留意する。</p> <p>(2) 租特法第90条の9第1項に規定する「<u>離島と本邦の地域との間の路線のうち、旅客の運送の確保を図ることが離島の住民の生活の安定に資するために特に必要なものとして政令で定める路線</u>を航行する航空機」とは、<u>離島と本邦の地域との間の路線（宮古島、石垣島又は久米島と沖縄以外</u>の本邦の地域との間の路線を除く。）のうち、租特令第50条の4第1項《特定離島路線航空機の範囲》の規定に基づく平成11年3月31日付運輸省告示第173号《特定離島路線の指定に関する告示》において指定された離島航空路線（以下「特定離島路線」という。）を航行する航空機をいう。</p> <p>なお、航空機燃料税法第7条に規定する外国往来機で同法第8条第1項の規定が適用されるものは、当該航空機には含まれないのであるから留意する。</p> <p>(「航空法第100条第1項に規定する許可を受けた者」の意義)</p> <p>3 租特法第90条の8の2第1項又は同法第90条の9第1項に規定する</p>	<p>税法第2条第1号に規定する航空機」等の意義)</p> <p>2(1) 租特法第90条の8第1項に規定する「<u>沖縄島と沖縄県の区域以外</u>の本邦の地域との間を航行する航空機燃料税法第2条第1号に規定する航空機」とは、<u>沖縄島と本土との間の路線</u>（以下「沖縄路線」という。）を航行する航空機をいう。したがって、<u>沖縄離島と本土との間</u>又は<u>沖縄島と離島との間の路線</u>を航行する航空機はこれに該当しない。</p> <p>なお、航空機燃料税法第7条《積込みとみなす場合》に規定する外国往来機で同法第8条第1項《非課税》の規定が適用されるものは、当該航空機には含まれないのであるから留意する。</p> <p>(2) 租特法第90条の9第1項に規定する「<u>離島と本邦の地域との間の路線のうち、旅客の運送の確保を図ることが離島の住民の生活の安定に資するために特に必要なものとして政令で定める路線</u>を航行する航空機」とは、<u>離島と本邦の地域との間の路線（沖縄特定離島と本土との間の路線を除く。）</u>のうち、租特令第50条の4第1項《特定離島路線航空機の範囲》の規定に基づく平成11年3月31日付運輸省告示第173号《特定離島路線の指定に関する告示》において指定された離島航空路線（以下「特定離島路線」という。）を航行する航空機をいう。</p> <p>なお、航空機燃料税法第7条に規定する外国往来機で同法第8条第1項の規定が適用されるものは、当該航空機には含まれないのであるから留意する。</p> <p>(「航空法第100条第1項に規定する許可を受けた者」の意義)</p> <p>3 租特法第90条の8第1項に規定する「航空法第100条第1項に規定する</p>

改 正 後	改 正 前
<p>「航空法第100条第1項に規定する許可を受けた者」とは、航空法第100条第1項《許可》の規定により国土交通大臣の許可を受けた航空運送事業（他人の需要に応じ、航空機を使用して有償で旅客又は貨物を運送する事業をいう。以下同じ。）を行う者をいう。</p> <p>（「運送の用に供されるもの」の意義）</p> <p>4 租特法第90条の8の2第1項に規定する「運送の用に供されるもの」とは、航空運送事業を行う者が有償で旅客又は貨物の運送に使用する航空機をいうが、次に掲げるものもこれに含まれるのであるから留意する。</p> <p>(1)・(2) （省略）</p> <p>（「飛行計画において最初の着陸地とした飛行場」の意義）</p> <p>6 租特法第90条の8の2第1項又は同法第90条の9第1項に規定する「当該離陸前に国土交通大臣の承認を受けた、又は通報した飛行計画において最初の着陸地とした飛行場」とは、沖縄路線又は特定離島路線に係る出発地となる飛行場を離陸する前に国土交通大臣の承認を受けた、又は通報した飛行計画において明らかにした最初に着陸することとしている飛行場（以下「着陸予定飛行場」という。）をいうが、具体的には次に掲げる飛行場をいう。</p> <p>(1) 沖縄路線の場合 次の飛行場</p> <p>イ <u>沖縄島等</u>に所在する飛行場を離陸する航空機については、離陸後最初に着陸することとしている<u>沖縄以外の本邦の地域</u>に所在する飛行場</p> <p>ロ <u>沖縄以外の本邦の地域</u>に所在する飛行場を離陸する航空機については、離陸後最初に着陸することとしている<u>沖縄島等</u>に所在する飛行場</p>	<p><u>許可を受けた者</u>」又は<u>租特法第90条の9第1項</u>に規定する「航空法第100条第1項に規定する許可を受けた者」とは、航空法第100条第1項《許可》の規定により国土交通大臣の許可を受けた航空運送事業（他人の需要に応じ、航空機を使用して有償で旅客又は貨物を運送する事業をいう。以下同じ。）を行う者をいう。</p> <p>（「運送の用に供されるもの」の意義）</p> <p>4 租特法第90条の8第1項に規定する「運送の用に供されるもの」とは、航空運送事業を行う者が有償で旅客又は貨物の運送に使用する航空機をいうが、次に掲げるものもこれに含まれるのであるから留意する。</p> <p>(1)・(2) （同左）</p> <p>（「飛行計画において最初の着陸地とした飛行場」の意義）</p> <p>6 租特法第90条の8第1項又は同法第90条の9第1項に規定する「当該離陸前に国土交通大臣の承認を受けた、又は通報した飛行計画において最初の着陸地とした飛行場」とは、沖縄路線又は特定離島路線に係る出発地となる飛行場を離陸する前に国土交通大臣の承認を受けた、又は通報した飛行計画において明らかにした最初に着陸することとしている飛行場（以下「着陸予定飛行場」という。）をいうが、具体的には次に掲げる飛行場をいう。</p> <p>(1) 沖縄路線の場合 次の飛行場</p> <p>イ <u>沖縄島</u>に所在する飛行場を離陸する航空機については、離陸後最初に着陸することとしている<u>本土</u>に所在する飛行場</p> <p>ロ <u>本土</u>に所在する飛行場を離陸する航空機については、離陸後最初に着陸することとしている<u>沖縄島</u>に所在する飛行場</p>

改正後	改正前
<p>(2) (省略)</p> <p>(「<u>沖縄路線航空機</u>」の範囲)</p> <p>7 租特法第90条の8の2第1項の規定が適用される沖縄路線航空機とは、2の(1)に規定する航空機のうち、国土交通大臣の許可を受けた航空運送事業を行う者が行う運送の用に供する航空機で、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 租特法第90条の8の2第1項に規定する航空機</p> <p>イ <u>沖縄島等に所在する飛行場と沖縄以外の本邦の地域に所在する飛行場との間を航行する航空機</u></p> <p>ロ (省略)</p> <p>(2) 租特令第50条の3各号に規定する航空機</p> <p>イ・ロ (省略)</p> <p>ハ (1)のイに規定する航空機で、当該航空機の航行に接続して<u>沖縄以外の本邦の地域に所在する飛行場</u>（以下「寄航地」という。）と<u>沖縄以外の本邦内の各地に所在する飛行場</u>（以下「発着地」という。）との間を航行する航空機（発着地と寄航地を発地、かつ、着地として旅客又は貨物を運送するものを除く。）</p> <p>(3) 租特規則第39条の10各号《<u>沖縄路線航空機の範囲</u>》に規定する航空機</p> <p>イ～ホ (省略)</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(「<u>特定離島路線航空機</u>」の範囲)</p> <p>8 租特法第90条の9第1項の規定が適用される特定離島路線航空機とは、2の(2)に規定する航空機のうち、国土交通大臣の許可を受けた航空運送事業を行う者が行う<u>旅客の運送の用に供する航空機</u>で、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p>	<p>(2) (同左)</p> <p>(「<u>沖縄路線航空機</u>」の範囲)</p> <p>7 租特法第90条の8第1項の規定が適用される沖縄路線航空機とは、2の(1)に規定する航空機のうち、国土交通大臣の許可を受けた航空運送事業を行う者が行う<u>旅客の運送の用に供する航空機</u>で、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 租特法第90条の8第1項に規定する航空機</p> <p>イ <u>沖縄島に所在する飛行場と本土に所在する飛行場との間を航行する航空機</u></p> <p>ロ (同左)</p> <p>(2) 租特令第50条の3各号に規定する航空機</p> <p>イ・ロ (同左)</p> <p>ハ (1)のイに規定する航空機で、当該航空機の航行に接続して<u>本土に所在する飛行場</u>（以下「寄航地」という。）と<u>沖縄以外の本邦内の各地に所在する飛行場</u>（以下「発着地」という。）との間を航行する航空機（発着地と寄航地を発地、かつ、着地として旅客又は貨物を運送するものを除く。）</p> <p>(3) 租特規則第39条の8各号《<u>沖縄路線航空機の範囲</u>》に規定する航空機</p> <p>イ～ホ (同左)</p> <p>(4) (同左)</p> <p>(「<u>特定離島路線航空機</u>」の範囲)</p> <p>8 租特法第90条の9第1項の規定が適用される特定離島路線航空機とは、2の(2)に規定する航空機のうち、国土交通大臣の許可を受けた航空運送事業を行う者が行う<u>旅客の運送の用に供する航空機</u>で、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1)・(2) (同左)</p>

改正後	改正前
<p>(3) 租特規則第39条の11各号《特定離島路線航空機の範囲》に規定する航空機 イ～ハ</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(沖縄路線航空機又は特定離島路線航空機となる時等の具体的取扱い)</p> <p>9 租特法第90条の8の2第2項、第3項又は同法第90条の9第2項から第5項に規定する「一般国内航空機となる時」、「沖縄路線航空機となる時」又は「特定離島路線航空機となる時」とは、飛行場を離陸する前に国土交通大臣の承認を受けた、又は通報した飛行計画により、「一般国内航空機」、「沖縄路線航空機」又は「特定離島路線航空機」となることが明らかになった場合における当該飛行計画の承認を受けた、又は通報した時をいう。</p> <p>なお、「一般国内航空機となる時」とは、エンジンの分解整備等航空機燃料の消費を伴う点検整備を受けることとなった時が含まれるのであるから留意する。</p> <p>(外国往来機が沖縄路線航空機又は特定離島路線航空機となる場合等の取扱い)</p> <p>10(1) 租特法第90条の8の2第4項及び同法第90条の9第6項の規定は、航空機燃料税法第7条に規定する外国往来機で有償の国内運送の用に供されていない外国往来機を沖縄路線航空機又は特定離島路線航空機として使用するため、関税法（昭和29年法律第61号）第25条《船舶又は航空機の資格の変更》の規定により税関へ届け出た時に適用する。</p> <p>(2) 沖縄路線航空機又は特定離島路線航空機が有償の国内運送の用に供されない外国往来機となる場合には、航空機燃料税法第13条《取卸しとみなす場合》及び同法第12条《取卸しの場合の航空機燃料税の控除</p>	<p>(3) 租特規則第39条の9各号《特定離島路線航空機の範囲》に規定する航空機 イ～ハ</p> <p>(4) (同左)</p> <p>(沖縄路線航空機又は特定離島路線航空機となる時等の具体的取扱い)</p> <p>9 租特法第90条の8第2項、第3項又は同法第90条の9第2項から第5項に規定する「一般国内航空機となる時」、「沖縄路線航空機となる時」又は「特定離島路線航空機となる時」とは、飛行場を離陸する前に国土交通大臣の承認を受けた、又は通報した飛行計画により、「一般国内航空機」、「沖縄路線航空機」又は「特定離島路線航空機」となることが明らかになった場合における当該飛行計画の承認を受けた、又は通報した時をいう。</p> <p>なお、「一般国内航空機となる時」とは、エンジンの分解整備等航空機燃料の消費を伴う点検整備を受けることとなった時が含まれるのであるから留意する。</p> <p>(外国往来機が沖縄路線航空機又は特定離島路線航空機となる場合等の取扱い)</p> <p>10(1) 租特法第90条の8第4項及び同法第90条の9第6項の規定は、航空機燃料税法第7条に規定する外国往来機で有償の国内運送の用に供されていない外国往来機を沖縄路線航空機又は特定離島路線航空機として使用するため、関税法（昭和29年法律第61号）第25条《船舶又は航空機の資格の変更》の規定により税関へ届け出た時に適用する。</p> <p>(2) 沖縄路線航空機又は特定離島路線航空機が有償の国内運送の用に供されない外国往来機となる場合には、航空機燃料税法第13条《取卸しとみなす場合》及び同法第12条《取卸しの場合の航空機燃料税の控除</p>

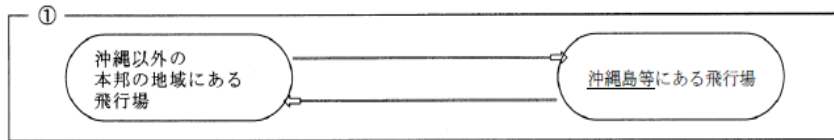
改正後	改正前
<p>等》の規定が適用されることとなるが、当該規定は、沖縄路線航空機又は特定離島路線航空機を有償の国内運送の用に供されない外国往来機として使用するため、関税法第25条の規定により税関へ届け出た時に適用する。</p> <p>この場合、航空機燃料税法第12条第1項の規定により控除する金額は、当該航空機に現存する航空機燃料につき、租特法第90条の8の2第1項又は同法第90条の9第1項に規定する税率により計算した金額による。</p> <p>(みなし積込数量等の測定等)</p> <p>12 租特法第90条の8の2第2項、第3項及び同法第90条の9第2項から第5項に規定する取卸しされたものとみなし、かつ、積み込まれたものとみなす航空機燃料の数量測定等については、次によること。</p> <p>(1)～(4) (省略)</p>	<p>等》の規定が適用されることとなるが、当該規定は、沖縄路線航空機又は特定離島路線航空機を有償の国内運送の用に供されない外国往来機として使用するため、関税法第25条の規定により税関へ届け出た時に適用する。</p> <p>この場合、航空機燃料税法第12条第1項の規定により控除する金額は、当該航空機に現存する航空機燃料につき、租特法第90条の8第1項又は同法第90条の9第1項に規定する税率により計算した金額による。</p> <p>(みなし積込数量等の測定等)</p> <p>12 租特法第90条の8第2項、第3項及び同法第90条の9第2項から第5項に規定する取卸しされたものとみなし、かつ、積み込まれたものとみなす航空機燃料の数量測定等については、次によること。</p> <p>(1)～(4) (同左)</p>

改正後

別表1 沖縄路線航空機の範囲

1-1 原則（租特法90の8の2①）

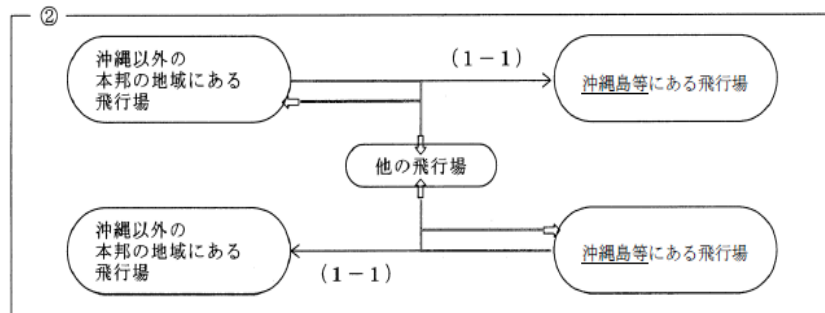
沖縄島等と沖縄以外の本邦の地域との間を航行する航空機



(注) 「航空機」は、旅客の運送の用に供されるもの（いわゆる旅客機）に限り、外国往来機で有償の国内運送の用に供されていないものは除く（以下同じ。）。

1-2 含めるもの（租特法90の8の2①後段カッコ書き）

1-1の航空機で、天候その他やむを得ない理由により離陸した飛行場又は他の飛行場に着陸することとなったもの

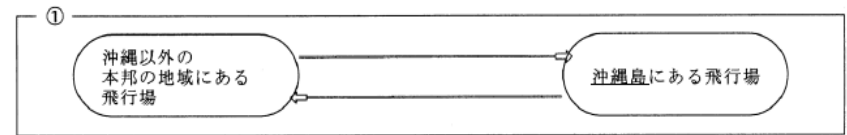


改正前

別表1 沖縄路線航空機の範囲

1-1 原則（租特法90の8①）

沖縄島と沖縄県の区域（以下「沖縄」という。）以外の本邦の地域との間を航行する航空機

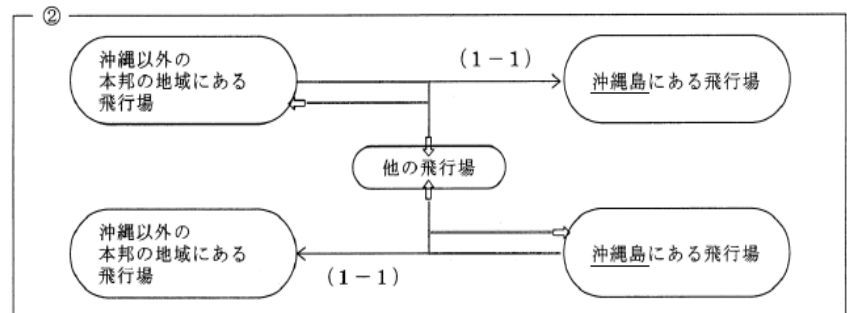


(注) 1 「沖縄以外の本邦の地域」には、離島及び奄美群島は含まれない（以下同じ。）。

2 「航空機」は、旅客の運送の用に供されるもの（いわゆる旅客機）に限り、外国往来機で有償の国内運送の用に供されていないものは除く（以下同じ。）。

1-2 含めるもの（租特法90の8①後段カッコ書き）

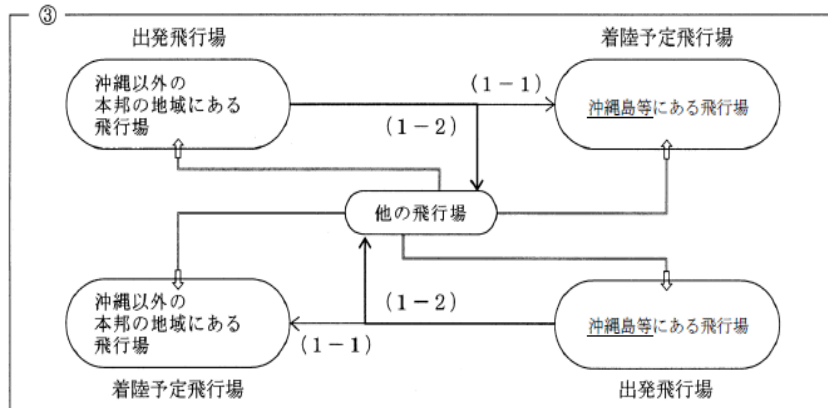
1-1の航空機で、天候その他やむを得ない理由により離陸した飛行場又は他の飛行場に着陸することとなったもの



改正後

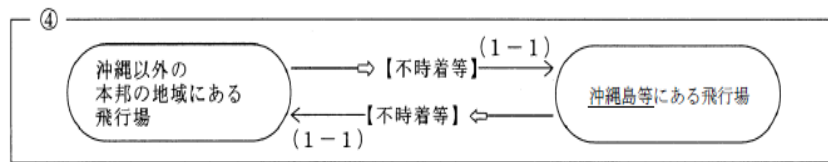
2-1 含めるもの（租特令50の3-1）

1-2の航空機で、着陸した他の飛行場と着陸予定飛行場又は出発飛行場との間を航行するもの（代替機を含み、新たな乗客又は貨物を乗せるものを除く。）



2-2 含めるもの（租特令50の3二）

1-1の航空機で、天候その他やむを得ない理由により飛行場に着陸できなかったもの



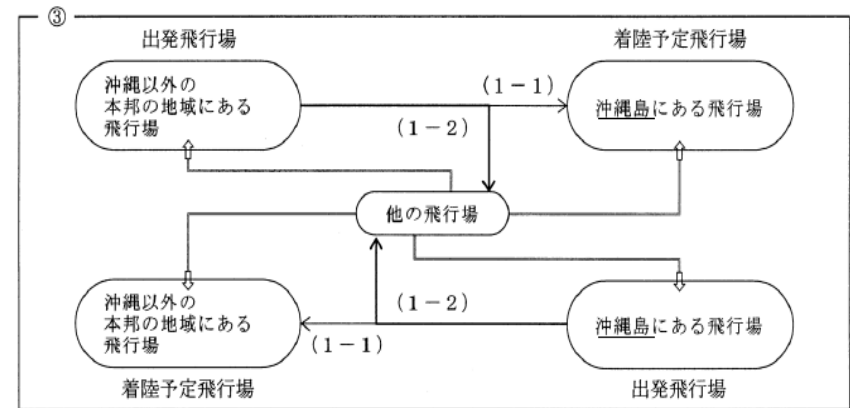
2-3 含めるもの（租特令50の3三）

1-1の航空機で、沖繩以外の本邦の地域内にある寄航地を接続（経由）して沖繩県の区域以外の本邦内の各地間を航行するもの（沖繩以外

改正前

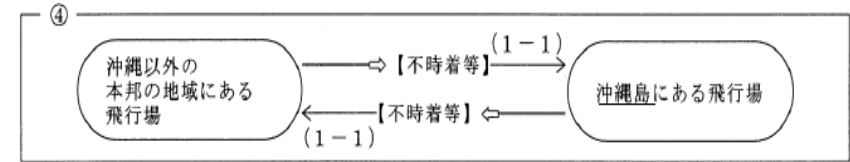
2-1 含めるもの（租特令50の3②一）

1-2の航空機で、着陸した他の飛行場と着陸予定飛行場又は出発飛行場との間を航行するもの（代替機を含み、新たな乗客又は貨物を乗せるものを除く。）



2-2 含めるもの（租特令50の3②二）

1-1の航空機で、天候その他やむを得ない理由により飛行場に着陸できなかったもの

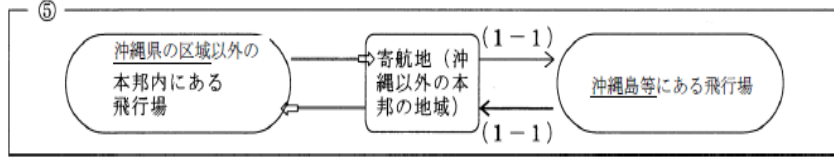


2-3 含めるもの（租特令50の3②三）

1-1の航空機で、沖繩以外の本邦の地域内にある寄航地を接続（経由）して沖繩以外の本邦内の各地間を航行するもの（沖繩以外の本邦内

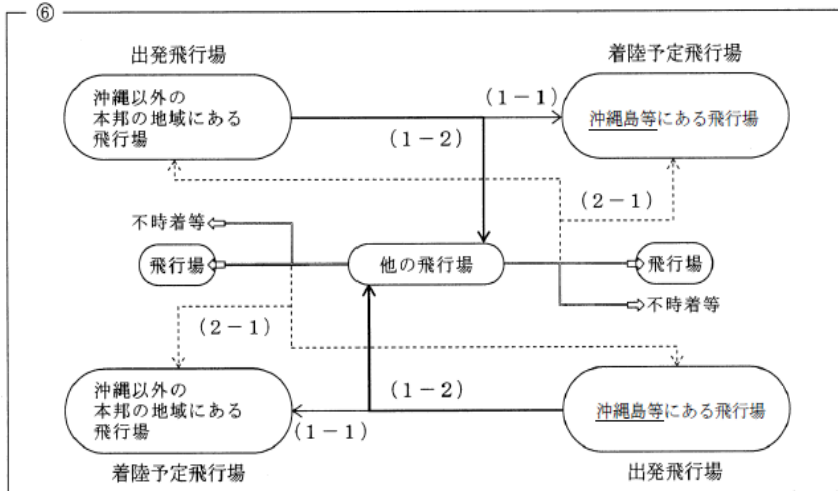
改正後

の本邦内の各地間で発着する旅客又は貨物の運送の用に供されるものを除く。)



3-1 含めるもの (租特規則39の10-1)

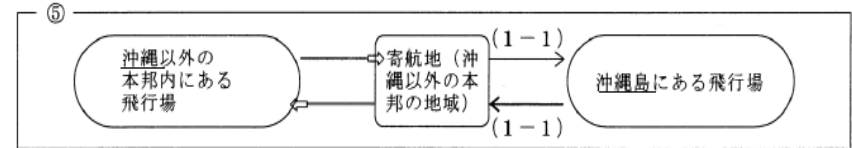
2-1の航空機で、着陸した他の飛行場を着陸した後、天候その他やむを得ない理由により最初の着陸地とした飛行場以外の飛行場に着陸することとなったもの、又は飛行場に着陸できなかったもの



(注) 離陸した飛行場に着陸するものを含む (航路省略。以下⑦、⑧、⑫、⑬及び⑭において同じ。)

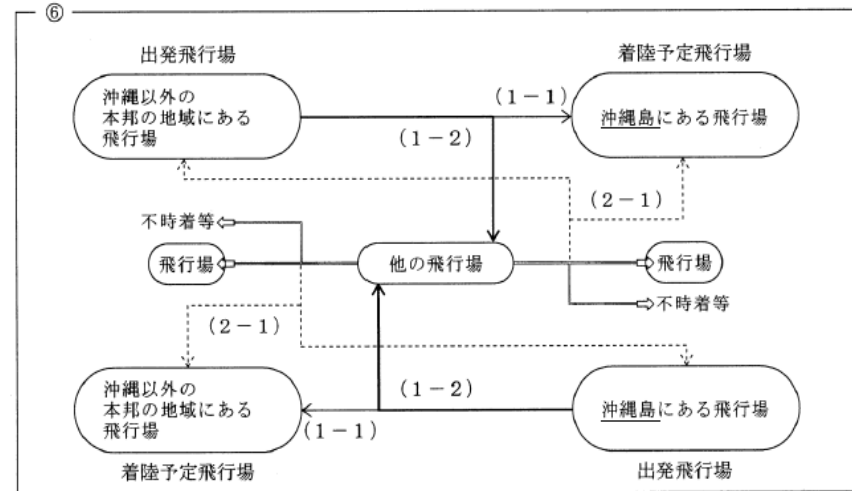
改正前

の各地間で発着する旅客又は貨物の運送の用に供されるものを除く。)



3-1 含めるもの (租特規則39の8-1)

2-1の航空機で、着陸した他の飛行場を着陸した後、天候その他やむを得ない理由により最初の着陸地とした飛行場以外の飛行場に着陸することとなったもの、又は飛行場に着陸できなかったもの

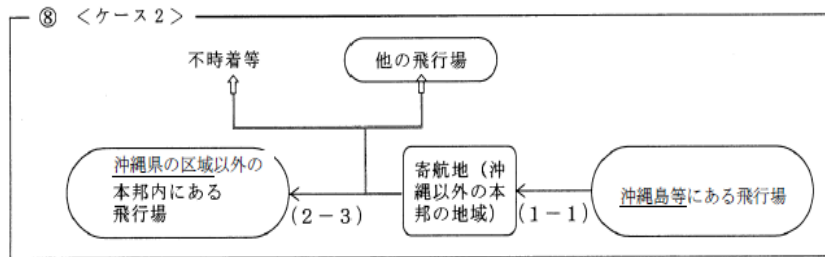
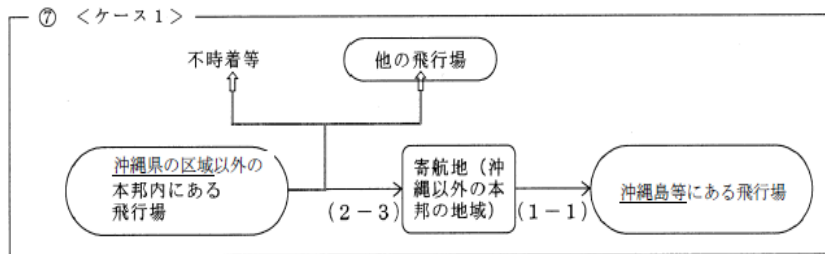


(注) 離陸した飛行場に着陸するものを含む (航路省略。以下⑦、⑧、⑫、⑬及び⑭において同じ。)

改正後

3-2 含めるもの（租特規則39の10二）

2-3の航空機で、沖縄県の区域以外の本邦内にある飛行場を離陸した後、天候その他やむを得ない理由により最初の着陸地とした飛行場以外の飛行場に着陸することとなったもの、又は飛行場に着陸できなかったもの



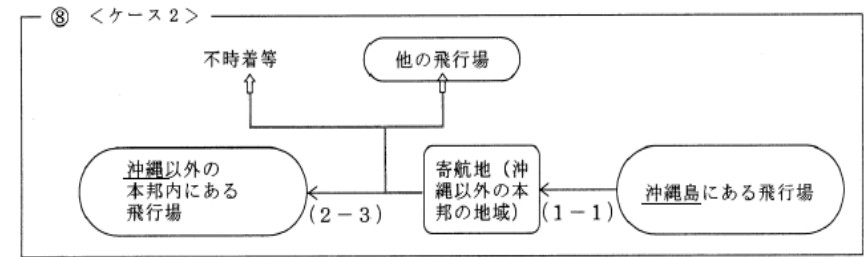
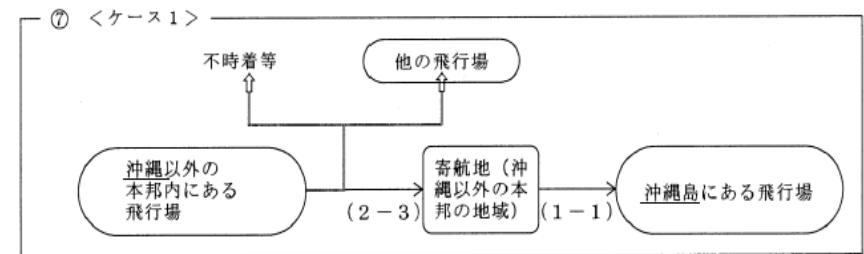
3-3 含めるもの（租特規則39の10三）

3-1又は3-5の航空機で、着陸した飛行場から最初の着陸地とした飛行場又との間を航行するもの（代替機を含み、新たな乗客又は貨物を乗せるものを除く。）

改正前

3-2 含めるもの（租特規則39の8二）

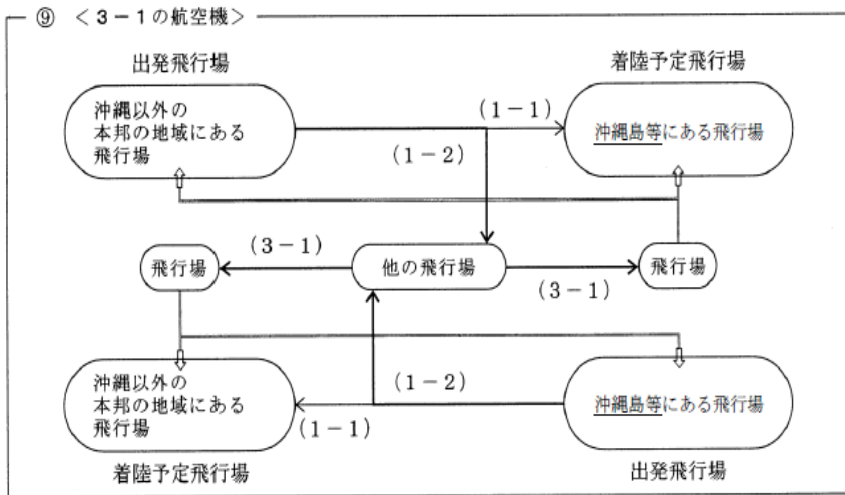
2-3の航空機で、沖縄以外の本邦内にある飛行場を離陸した後、天候その他やむを得ない理由により最初の着陸地とした飛行場以外の飛行場に着陸することとなったもの、又は飛行場に着陸できなかったもの



3-3 含めるもの（租特規則39の8三）

3-1又は3-5の航空機で、着陸した飛行場から最初の着陸地とした飛行場又との間を航行するもの（代替機を含み、新たな乗客又は貨物を乗せるものを除く。）

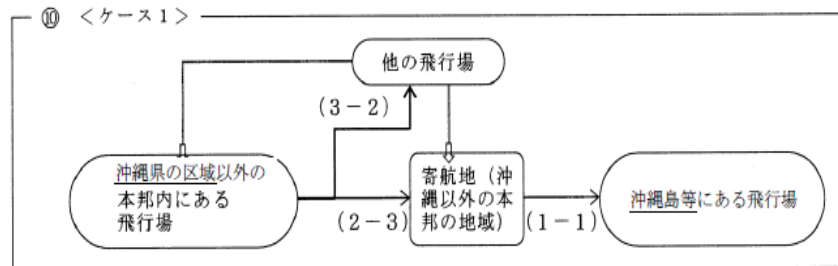
改正後



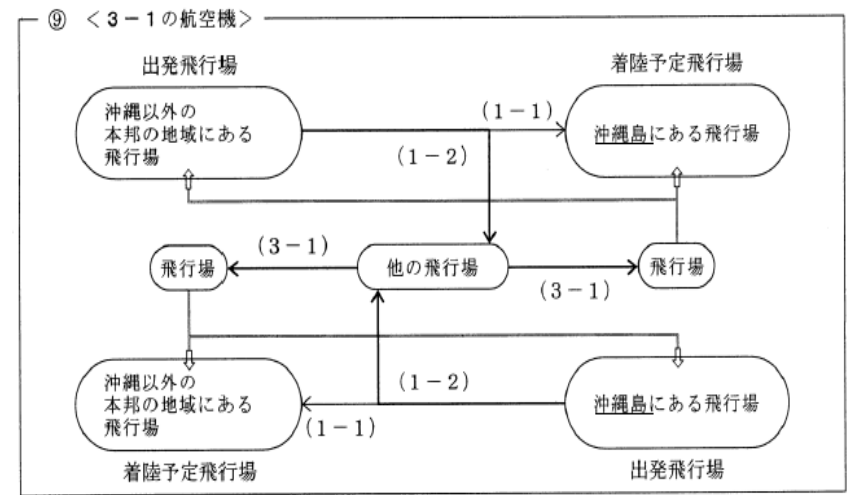
(注) 3-5の航空機のケースについては、3-6を参照のこと。

3-4 含めるもの(租特規則39の10四)

3-2の航空機で、着陸した他の飛行場から、最初の着陸地とした飛行場又は離陸した飛行場との間を航行するもの(代替機を含み、新たな乗客又は貨物を乗せるものを除く。)



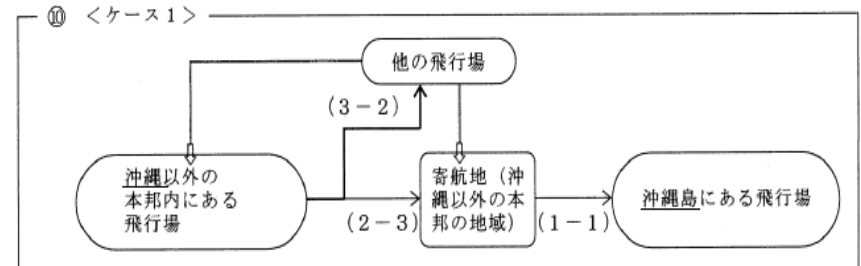
改正前



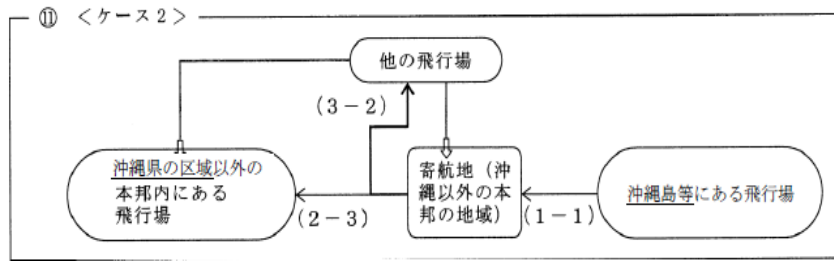
(注) 3-5の航空機のケースについては、3-6を参照のこと。

3-4 含めるもの(租特規則39の8四)

3-2の航空機で、着陸した他の飛行場から、最初の着陸地とした飛行場又は離陸した飛行場との間を航行するもの(代替機を含み、新たな乗客又は貨物を乗せるものを除く。)

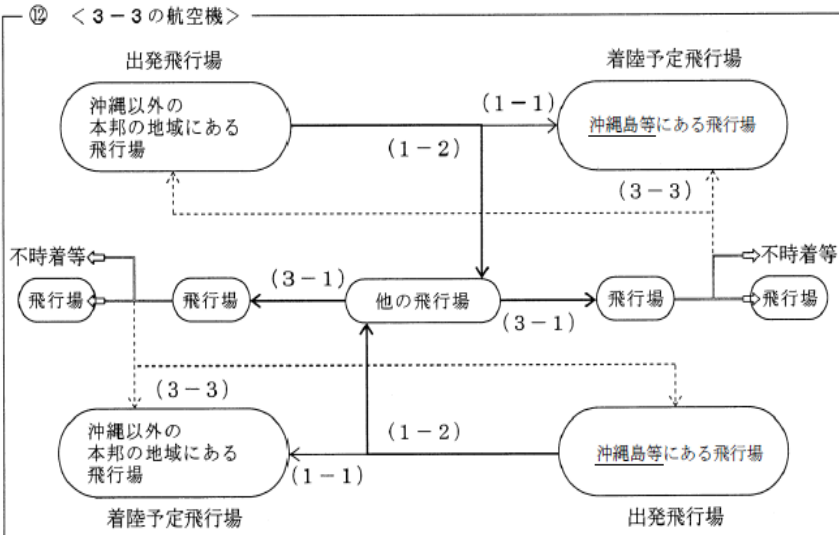


改正後

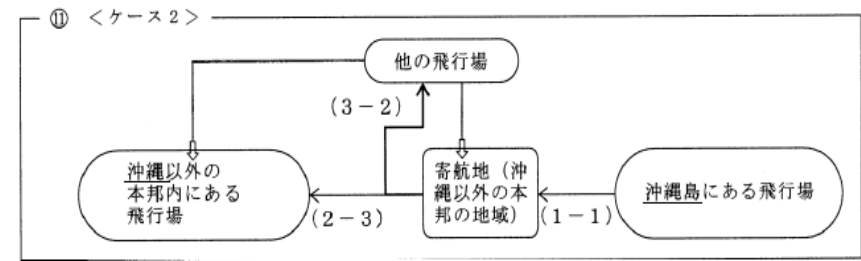


3-5 含めるもの (租特規則39の10五)

3-3 又は 3-4 の航空機で、天候その他やむを得ない理由により最初の着陸地とした飛行場と異なる飛行場に着陸することとなったもの、又は飛行場に着陸できなかったもの

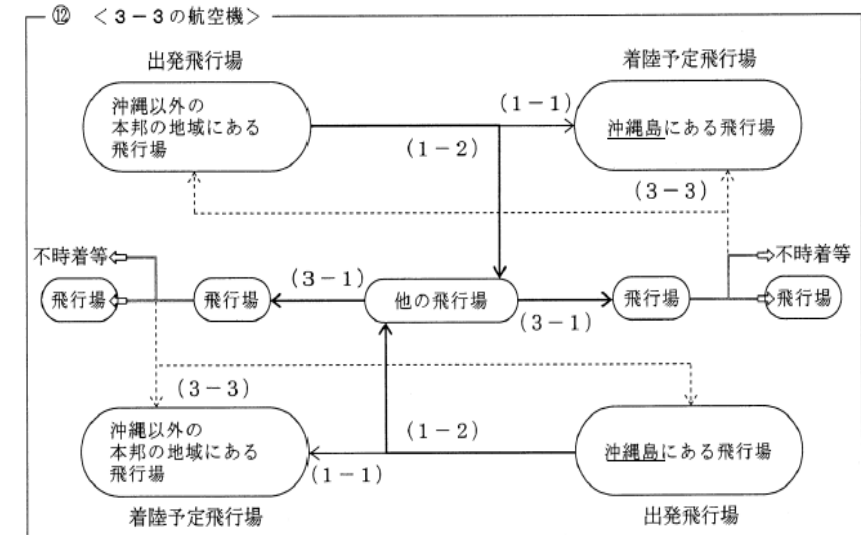


改正前

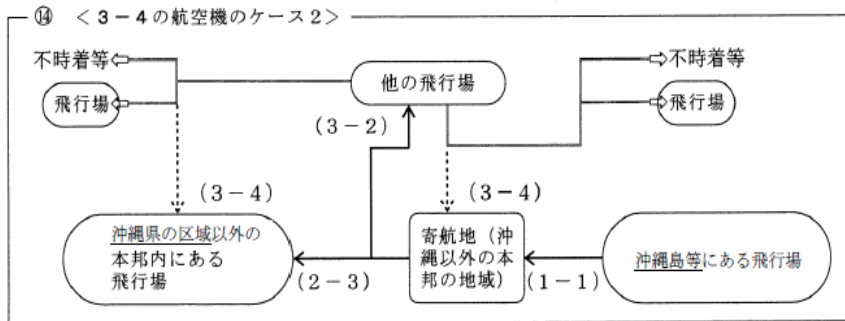
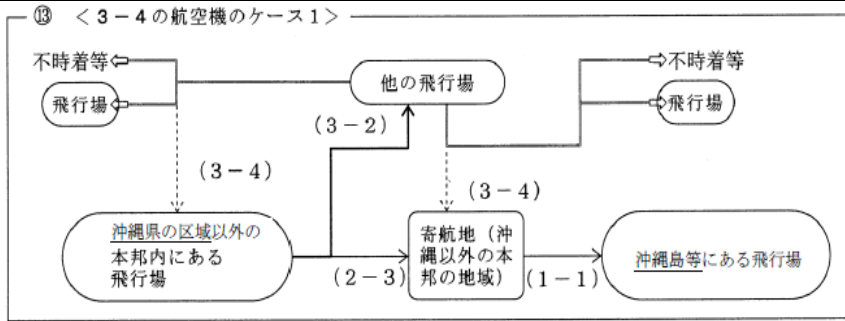


3-5 含めるもの (租特規則39の8五)

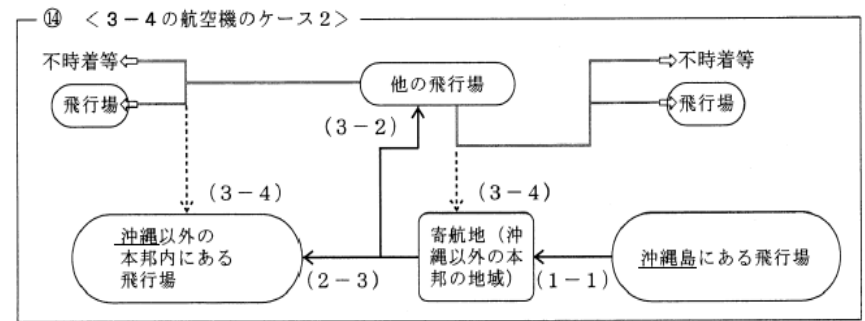
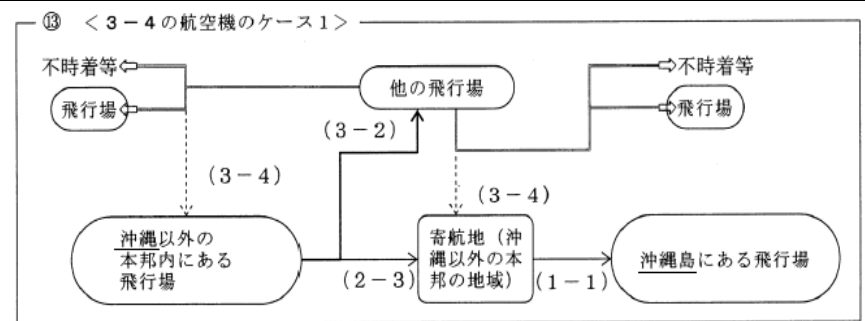
3-3 又は 3-4 の航空機で、天候その他やむを得ない理由により最初の着陸地とした飛行場と異なる飛行場に着陸することとなったもの、又は飛行場に着陸できなかったもの



改正後

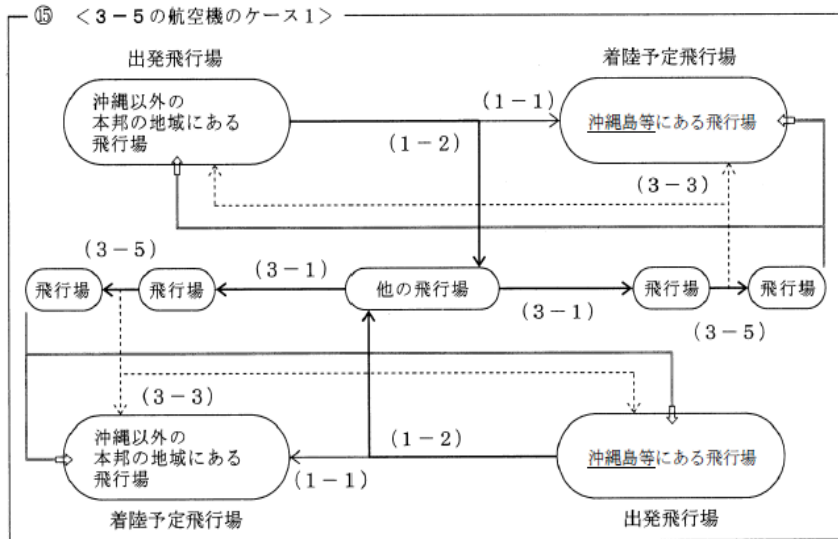


改正前

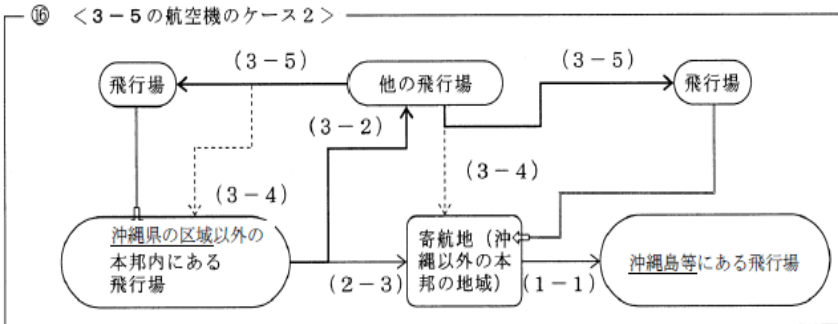


改正後

3-6 含めるもの（租特規則39の10三）



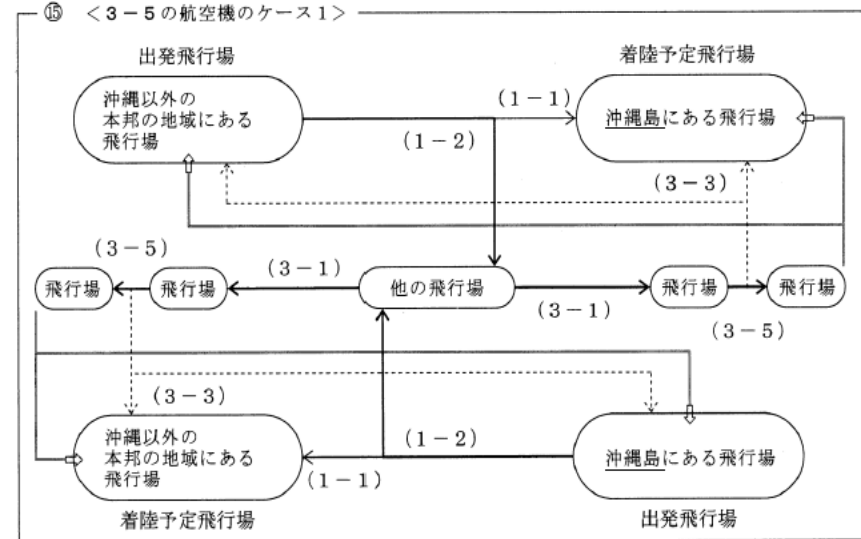
(注) ⑫のバリエーション



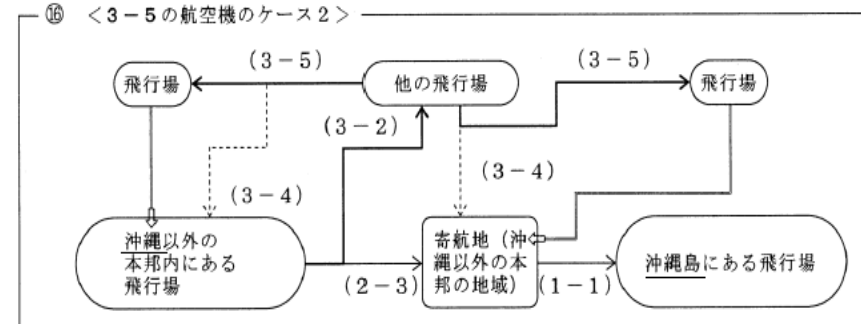
(注) ⑬のバリエーション

改正前

3-6 含めるもの（租特規則39の8三）

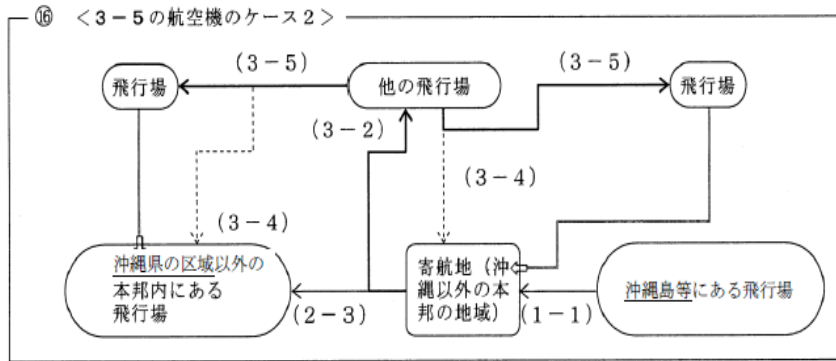


(注) ⑫のバリエーション



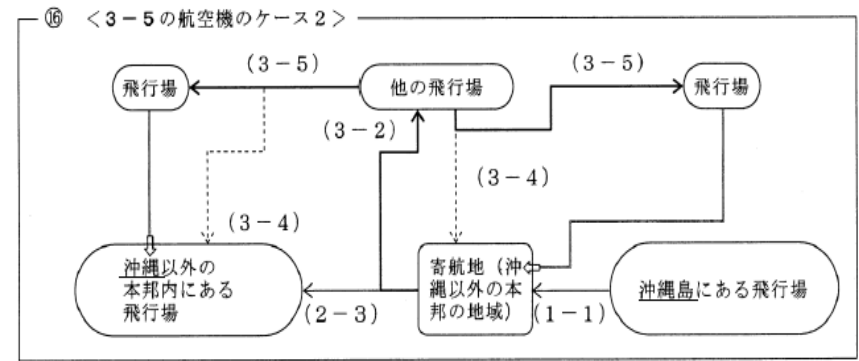
(注) ⑬のバリエーション

改正後



(注) ⑭のバリエーション

改正前



(注) ⑭のバリエーション

改正後	改正前
<p>別表2 特定離島路線航空機の範囲</p> <p>4—1 原則（租特法90の9①） 離島と本邦の地域との間の路線（<u>宮古島、石垣島又は久米島と沖縄以外の本邦の地域との間の路線を除く。</u>）のうち運輸省告示で指定された路線（「特定離島路線」）を航行する航空機</p> <p>㊦ （省略）</p> <p>（注）「航空機」は、旅客の運送の用に供されるもの（いわゆる旅客機）に限り、外国往来機で有償の国内運送の用に供されていないものは除く（以下同じ。）。</p> <p>6—1 含めるもの（租特規則39の11—） 5—1の航空機で、着陸した他の飛行場を離陸した後、天候その他やむを得ない理由により最初の着陸地とした飛行場以外の飛行場に着陸することとなったもの、又は飛行場に着陸できなかったもの</p> <p>㊦ （省略）</p> <p>（注） 離陸した飛行場に着陸するものを含む（航路省略。以下⑦において同じ。）。</p>	<p>別表2 特定離島路線航空機の範囲</p> <p>4—1 原則（租特法90の9①） 離島と本邦の地域との間の路線のうち運輸省告示で指定された路線（「特定離島路線」）を航行する航空機</p> <p>㊦ （同左）</p> <p>（注）「航空機」は、旅客の運送の用に供されるもの（いわゆる旅客機）に限り、外国往来機で有償の国内運送の用に供されていないものは除く（以下同じ。）。</p> <p>6—1 含めるもの（租特規則39の9—） 5—1の航空機で、着陸した他の飛行場を離陸した後、天候その他やむを得ない理由により最初の着陸地とした飛行場以外の飛行場に着陸することとなったもの、又は飛行場に着陸できなかったもの</p> <p>㊦ （同左）</p> <p>（注） 離陸した飛行場に着陸するものを含む（航路省略。以下⑦において同じ。）。</p>

改正後	改正前
<p>6—2 含めるもの（租特規則 <u>39 の 11 二</u>）</p> <p>6—1 又は 6—3 の航空機で、着陸した飛行場から最初の着陸地とした飛行場との間を航行するもの（代替機を含み、新たな乗客又は貨物を乗せるものを除く。）</p> <p>図 （省略）</p> <p>（注） 6—3 の航空機のケースについては、6—4 を参照のこと。</p> <p>6—3 含めるもの（租特規則 <u>39 の 11 三</u>）</p> <p>6—2 の航空機で、天候その他やむを得ない理由により最初の着陸地とした飛行場と異なる飛行場に着陸することとなったもの、又は飛行場に着陸できなかったもの</p> <p>図 （省略）</p> <p>6—4 含めるもの（租特規則 <u>39 の 11 二</u>）</p> <p>図 （省略）</p>	<p>6—2 含めるもの（租特規則 <u>39 の 9 二</u>）</p> <p>6—1 又は 6—3 の航空機で、着陸した飛行場から最初の着陸地とした飛行場との間を航行するもの（代替機を含み、新たな乗客又は貨物を乗せるものを除く。）</p> <p>図 （同左）</p> <p>（注） 6—3 の航空機のケースについては、6—4 を参照のこと。</p> <p>6—3 含めるもの（租特規則 <u>39 の 9 三</u>）</p> <p>6—2 の航空機で、天候その他やむを得ない理由により最初の着陸地とした飛行場と異なる飛行場に着陸することとなったもの、又は飛行場に着陸できなかったもの</p> <p>図 （同左）</p> <p>6—4 含めるもの（租特規則 <u>39 の 9 二</u>）</p> <p>図 （同左）</p>